

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2020年3月度】

設置事業所名	㈱A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設（N C E 焼却炉）
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有（別紙計画書参照）

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分数量(t)
廃油	1,173

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道		
日付	燃焼ガス温度 (℃)	集塵機に流入する燃焼 ガス温度 (℃)	排ガス中の一 酸化炭素濃度 (ppm)	ばいじんの 除去 備考3)	備考
	【基準:800℃以上】	【基準:200℃以下】	【基準:100ppm以下】		
	平均値	平均値	-----備考2		
1日	861.8	75.9			
2日	860.4	76.9			
3日	862.6	77.1			
4日	865.4	76.7			
5日	869.9	76.7			
6日	845.9	74.6			
7日	運転→停止→運転				
8日	864.8	77.2			
9日	867.2	77.2			
10日	860.3	76.7			
11日	865.6	77.2			
12日	866.0	77.6			
13日	865.0	78.0			
14日	861.4	78.2			
15日	862.4	77.5			
16日	862.6	77.3			
17日	866.2	77.6			
18日	866.7	77.8			
19日	867.5	77.9			
20日	865.6	77.7			
21日	869.0	78.2			
22日	866.2	77.8			
23日	839.1	75.0			
24日	運転→停止				
25日	停止中				
26日	停止中				
27日	停止中				
28日	停止中				
29日	停止中				
30日	停止中				
31日	停止→運転				

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2020年2月度】

設置事業所名	㈱A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設（N C E 焼却炉）
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有（別紙計画書参照）

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分数量(t)
廃油	1,362

2. 炉内の燃烧温度等

測定位置	①燃烧炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道		
日付	燃烧ガス温度 (℃)	集塵機に流入する燃烧 ガス温度 (℃)	排ガス中の一 酸化炭素濃度 (ppm)	ばいじんの 除去 備考3)	備考
	【基準:800℃以上】	【基準:200℃以下】	【基準:100ppm以下】		
	平均値	平均値	備考2		
1日	857.9	78.9			
2日	864.4	79.1			
3日	859.4	79.0			
4日	860.1	79.3			
5日	863.4	78.5			
6日	860.6	78.5			
7日	859.7	78.6			
8日	861.1	78.4			
9日	864.3	78.7			
10日	861.5	79.3			
11日	861.8	79.7			
12日	866.2	79.9			
13日	857.7	78.9			
14日	861.6	79.0			
15日	862.8	79.4			
16日	860.7	79.0			
17日	859.0	79.1			
18日	841.8	78.0			
19日	運転→停止				
20日	停止中				
21日	停止→運転				
22日	870.2	77.5			
23日	864.7	76.9			
24日	861.7	76.6			
25日	863.3	76.9			
26日	863.2	77.0			
27日	862.5	76.7			
28日	860.6	76.0			
29日	861.7	75.7			

備考1) 冷却缶とは、燃烧ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2020年1月度】

設置事業所名	㈱A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設（N C E 焼却炉）
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有（別紙計画書参照）

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分数量(t)
廃油	1,250

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道		
日付	燃焼ガス温度 (℃)	集塵機に流入する燃焼 ガス温度 (℃)	排ガス中の一 酸化炭素濃度 (ppm)	ばいじんの 除去 備考3)	備考
	【基準:800℃以上】	【基準:200℃以下】	【基準:100ppm以下】		
	平均値	平均値	-----備考2		
1日		停止中			
2日		停止中			
3日		停止中			
4日		停止中			
5日		停止中			
6日		停止中			
7日		停止→運転			
8日	859.2	76.6			
9日	858.7	75.6			
10日	864.7	76.1			
11日	866.3	76.9			
12日	867.5	76.8			
13日	861.6	76.9			
14日	859.5	77.0			
15日	870.4	77.5			
16日	860.7	77.7			
17日	861.1	77.4			
18日	860.0	79.2			
19日	859.0	80.4			
20日	861.0	77.7			
21日	860.3	77.8			
22日	863.7	78.1			
23日	865.1	78.4			
24日	861.0	78.2			
25日	863.4	77.8			
26日	862.7	77.9			
27日	860.0	77.8			
28日	861.0	77.9			
29日	864.8	78.0			
30日	866.7	78.6			
31日	863.0	78.8			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2019年12月度】

設置事業所名	㈱A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設（N C E 焼却炉）
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有（別紙計画書参照）

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1,092

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道		
日付	燃焼ガス温度 (℃)	集塵機に流入する燃焼 ガス温度 (℃)	排ガス中の一 酸化炭素濃度 (ppm)	ばいじんの 除去 備考3)	備考
	【基準:800℃以上】	【基準:200℃以下】	【基準:100ppm以下】		
	平均値	平均値	備考2		
1日	868.5	79.3			
2日	861.1	79.2			
3日	856.2	78.3			
4日	868.7	79.3			
5日	864.0	79.5			
6日	862.2	79.8			
7日	861.6	79.5			
8日	857.6	79.0			
9日	861.0	78.9			
10日	860.8	78.8			
11日	866.1	79.1			
12日	866.5	78.4			
13日	861.3	78.4			
14日	856.4	78.2			
15日	862.3	78.3			
16日	867.8	78.8			
17日	858.7	78.7			
18日	860.7	78.4			
19日	861.4	78.2			
20日	857.4	78.2			
21日	運転→停止				
22日	停止中				
23日	停止中				
24日	停止中				
25日	停止中				
26日	停止中				
27日	停止中				
28日	停止中				
29日	停止中				
30日	停止中				
31日	停止中				

- 備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。
- 備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。
- 備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。
- 備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2019年11月度】

設置事業所名	㈱A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設（N C E 焼却炉）
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有（別紙計画書参照）

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量(t)
廃油	1,377

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道		
日付	燃焼ガス温度 (℃)	集塵機に流入する燃焼 ガス温度 (℃)	排ガス中の一 酸化炭素濃度 (ppm)	ばいじんの 除去 備考3)	備考
	【基準:800℃以上】	【基準:200℃以下】	【基準:100ppm以下】		
	平均値	平均値	-----備考2		
1日	864.7	78.4			
2日	867.2	78.5			
3日	865.2	78.1			
4日	856.0	77.6			
5日	855.5	77.6			
6日	864.5	78.6			
7日	864.8	78.1			
8日	864.9	79.1			
9日	866.2	80.4			
10日	862.5	80.5			
11日	運転→停止				
12日	停止中				
13日	停止中				
14日	停止→運転				
15日	866.3	78.5			
16日	864.2	78.5			
17日	863.6	78.6			
18日	866.1	79.0			
19日	871.0	78.9			
20日	859.4	78.5			
21日	859.7	78.6			
22日	861.5	78.2			
23日	865.2	78.7			
24日	857.6	78.8			
25日	861.3	78.8			
26日	861.3	78.7			
27日	861.8	78.5			
28日	859.8	78.6			
29日	859.1	78.5			
30日	867.9	79.3			

- 備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。
- 備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。
- 備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。
- 備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2019年10月度】

設置事業所名	㈱A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設（N C E 焼却炉）
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有（別紙計画書参照）

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量(t)
廃油	1,137

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道		
日付	燃焼ガス温度 (℃)	集塵機に流入する燃焼 ガス温度 (℃)	排ガス中の一 酸化炭素濃度 (ppm)	ばいじんの 除去 備考3)	備考
	【基準:800℃以上】	【基準:200℃以下】	【基準:100ppm以下】		
	平均値	平均値	備考2		
1日		停止中			
2日		停止中			
3日		停止中			
4日		停止中			
5日		停止→運転			
6日	861.8	78.5			
7日	859.4	78.9			
8日	863.1	78.7			
9日	864.9	78.2			
10日	866.2	77.6			
11日	863.8	77.7			
12日		運転→停止			
13日		停止中			
14日		停止中			
15日		停止中			
16日		停止→運転			
17日	864.1	78.6			
18日	862.9	78.6			
19日	864.9	78.9			
20日	865.7	80.5			
21日	859.6	78.0			
22日	867.3	77.9			
23日	866.0	78.3			
24日	870.6	78.8			
25日	869.0	79.2			
26日	882.6	78.3			
27日	867.8	78.1			
28日	863.7	77.9			
29日	864.4	78.2			
30日	862.1	77.8			
31日	860.7	78.3			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2019年9月度】

設置事業所名	㈱A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設（N C E 焼却炉）
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有（別紙計画書参照）

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分数量(t)
廃油	1,393

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道		
日付	燃焼ガス温度 (℃)	集塵機に流入する燃焼 ガス温度 (℃)	排ガス中の一 酸化炭素濃度 (ppm)	ばいじんの 除去 備考3)	備考
	【基準:800℃以上】	【基準:200℃以下】	【基準:100ppm以下】		
	平均値	平均値	備考2		
1日	864.2	83.8			
2日	862.4	83.9			
3日	861.7	83.8			
4日	865.6	81.3			
5日	864.7	79.0			
6日	857.3	76.2			
7日	861.7	77.7			
8日	861.5	78.0			
9日	863.5	77.7			
10日	862.9	76.9			
11日	860.4	77.7			
12日	865.6	80.8			
13日	864.4	81.5			
14日	862.7	81.3			
15日	861.1	77.6			
16日	870.6	77.3			
17日	870.3	77.7			
18日	860.7	77.8			
19日	866.1	78.3			
20日	864.3	78.5			
21日	868.7	78.9			
22日	859.0	78.5			
23日	865.3	78.8			
24日	864.8	78.4			
25日	860.9	78.5			
26日	863.7	78.9			
27日	運転→停止				
28日	停止中				
29日	停止中				
30日	停止中				

- 備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。
- 備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。
- 備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。
- 備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2019年8月度】

設置事業所名	㈱A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設（N C E 焼却炉）
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有（別紙計画書参照）

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分数量(t)
廃油	1,295

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道		
日付	燃焼ガス温度 (℃)	集塵機に流入する燃焼 ガス温度 (℃)	排ガス中の一 酸化炭素濃度 (ppm)	ばいじんの 除去 備考3)	備考
	【基準:800℃以上】	【基準:200℃以下】	【基準:100ppm以下】		
	平均値	平均値	-----備考2		
1日	860.2	83.1			
2日	857.5	81.0			
3日	866.1	78.0			
4日	870.8	78.1			
5日	866.9	78.3			
6日	861.5	78.5			
7日	863.7	81.0			
8日	866.1	80.7			
9日	860.3	81.6			
10日	821.0	79.8			
11日	運転→停止				
12日	停止中				
13日	停止中				
14日	停止→運転				
15日	869.5	79.7			
16日	869.4	79.6			
17日	861.7	79.5			
18日	861.1	79.7			
19日	862.5	79.8			
20日	862.7	80.1			
21日	866.1	80.1			
22日	867.1	79.9			
23日	861.9	79.8			
24日	860.8	80.2			
25日	861.3	80.0			
26日	861.4	79.9			
27日	859.5	81.3			
28日	826.9	78.9			
29日	運転→停止				
30日	停止→運転				
31日	867.7	84.1			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を測ることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2019年7月度】

設置事業所名	㈱A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設（N C E 焼却炉）
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有（別紙計画書参照）

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分数量(t)
廃油	838

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道		
日付	燃焼ガス温度 (℃)	集塵機に流入する燃焼 ガス温度 (℃)	排ガス中の一 酸化炭素濃度 (ppm)	ばいじんの 除去 備考3)	備考
	【基準:800℃以上】	【基準:200℃以下】	【基準:100ppm以下】		
	平均値	平均値	備考2		
1日		停止中			
2日		停止中			
3日		停止中			
4日		停止中			
5日		停止中			
6日		停止中			
7日		停止中			
8日		停止中			
9日		停止中			
10日		停止中			
11日		停止中			
12日		停止中			
13日		停止→運転			
14日	863.2	79.7			
15日	860.4	79.5			
16日	859.5	82.2			
17日	858.3	82.3			
18日	862.2	81.5			
19日	865.3	82.4			
20日	857.0	81.0			
21日	856.8	81.3			
22日	863.7	81.6			
23日	860.2	81.8			
24日	862.9	82.2			
25日	858.2	82.2			
26日	852.1	81.3			
27日		運転→停止			
28日		停止→運転			
29日	858.4	82.6			
30日	859.5	82.9			
31日	860.8	83.4			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2019年6月度】

設置事業所名	㈱A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設（N C E 焼却炉）
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有（別紙計画書参照）

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分数量(t)
廃油	135

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道		
日付	燃焼ガス温度 (℃)	集塵機に流入する燃焼 ガス温度 (℃)	排ガス中の一 酸化炭素濃度 (ppm)	ばいじんの 除去 備考3)	備考
	【基準:800℃以上】	【基準:200℃以下】	【基準:100ppm以下】		
	平均値	平均値	備考2		
1日	866.5	78.9			
2日	863.8	79.7			
3日	運転→停止				
4日	停止中				
5日	停止中				
6日	停止中				
7日	停止中				
8日	停止中				
9日	停止中				
10日	停止中				
11日	停止中				
12日	停止中				
13日	停止中				
14日	停止中				
15日	停止中				
16日	停止中				
17日	停止中				
18日	停止中				
19日	停止中				
20日	停止中				
21日	停止中				
22日	停止中				
23日	停止中				
24日	停止中				
25日	停止中				
26日	停止中				
27日	停止中				
28日	停止中				
29日	停止中				
30日	停止中				

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2019年5月度】

設置事業所名	㈱A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設（N C E 焼却炉）
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有（別紙計画書参照）

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分数量(t)
廃油	1,486

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道		
日付	燃焼ガス温度 (℃)	集塵機に流入する燃焼 ガス温度 (℃)	排ガス中の一 酸化炭素濃度 (ppm)	ばいじんの 除去 備考3)	備考
	【基準:800℃以上】	【基準:200℃以下】	【基準:100ppm以下】		
	平均値	平均値	-----備考2		
1日	859.1	82.4			
2日		運転→停止			
3日		停止中			
4日		停止→運転			
5日	863.1	77.7			
6日	867.6	77.7			
7日	859.0	77.4			
8日	860.7	77.6			
9日	862.2	79.0			
10日	868.6	79.5			
11日	868.9	79.6			
12日	864.5	80.0			
13日	860.8	80.1			
14日	866.1	83.0			
15日	866.4	81.2			
16日	859.9	80.3			
17日	861.8	80.3			
18日	866.1	80.6			
19日	866.9	80.7			
20日	865.1	80.7			
21日	861.0	80.2			
22日	865.7	79.8			
23日	864.7	79.5			
24日	860.7	78.9			
25日	874.8	78.7			
26日	865.1	77.3			
27日	870.4	78.0			
28日	873.2	78.9			
29日	861.3	78.1			
30日	860.9	77.8			
31日	858.2	78.4			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2019年4月度】

設置事業所名	㈱A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設（N C E 焼却炉）
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有（別紙計画書参照）

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分数量(t)
廃油	1,389

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道		
日付	燃焼ガス温度 (℃)	集塵機に流入する燃焼 ガス温度 (℃)	排ガス中の一 酸化炭素濃度 (ppm)	ばいじんの 除去 備考3)	備考
	【基準:800℃以上】	【基準:200℃以下】	【基準:100ppm以下】		
	平均値	平均値	-----備考2		
1日	停止中				
2日	停止→運転				
3日	862.9	77.1			
4日	863.8	76.7			
5日	860.3	76.5			
6日	865.1	76.8			
7日	866.0	77.3			
8日	865.1	76.8			
9日	863.1	76.6			
10日	863.6	76.8			
11日	860.4	77.1			
12日	運転→停止				
13日	停止→運転				
14日	864.2	75.6			
15日	862.9	75.1			
16日	866.0	76.0			
17日	864.6	75.9			
18日	864.6	76.1			
19日	863.9	76.0			
20日	872.5	77.0			
21日	869.3	77.5			
22日	861.5	76.1			
23日	862.0	75.8			
24日	864.5	76.3			
25日	863.8	76.2			
26日	862.0	76.0			
27日	863.7	76.7			
28日	861.3	81.2			
29日	862.1	83.0			
30日	859.7	82.5			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。